

県南広域振興局長告示第 15 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、千貫石土地改良区（胆沢郡金ヶ崎町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 1 月 23 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

監事

有 住 房 雄 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻清水端 7 番地 4